

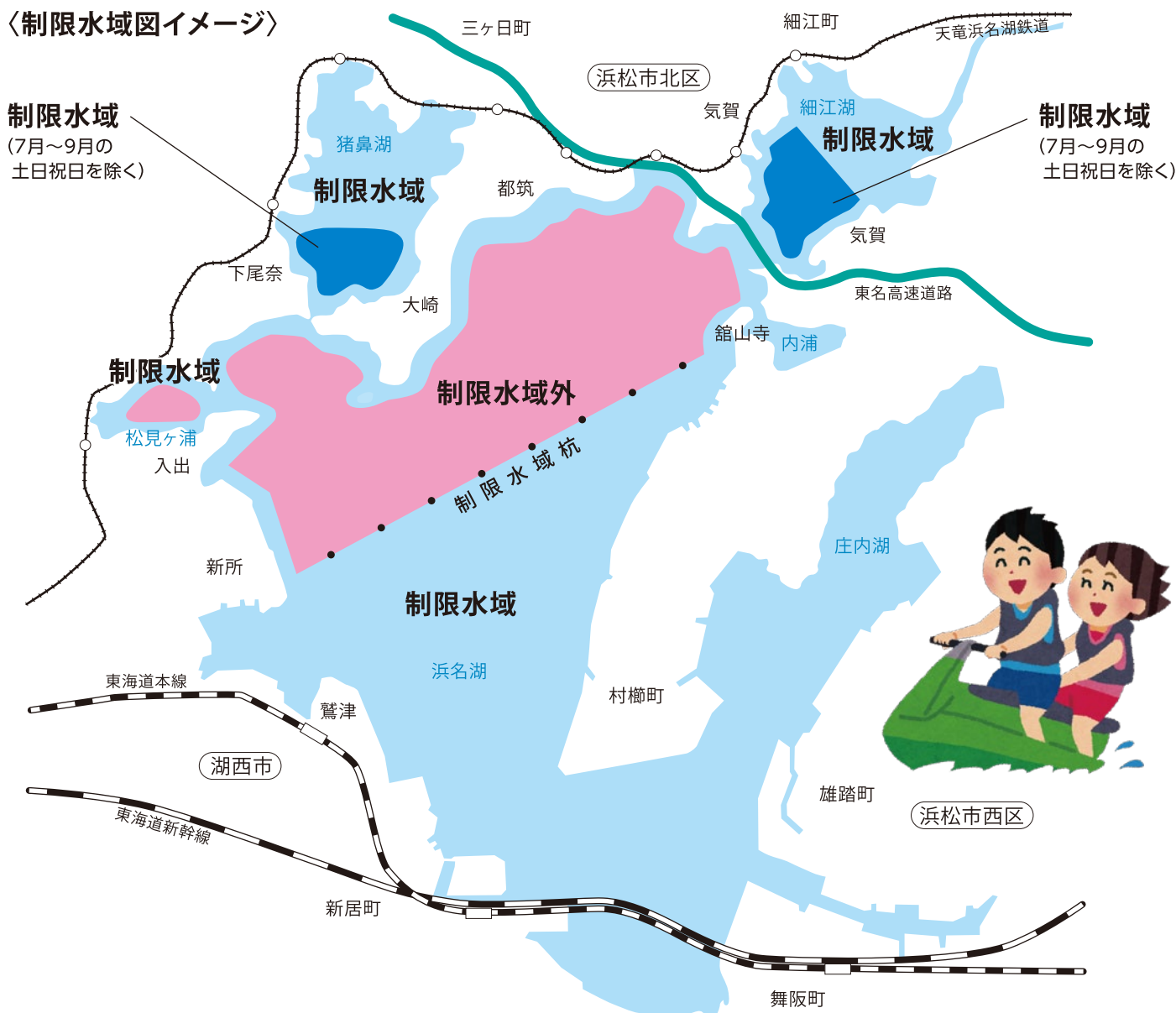
浜名湖の水上オートバイ通航ルール

令和3年4月1日から
静岡県河川管理条例が適用されます

制限水域(下図■色及び■色)での通航

- 【通航可能時間】 午前8時から日没時まで。
- 【通航方法】 蛇行・急発進・その他危険な通航方法により漁業者その他の河川使用者の使用に支障を与えないこと。
- 【罰則】 違反した場合は、3万円以下の罰金に処されることがあります。

〈制限水域図イメージ〉



静岡県



【静岡県河川管理条例（抜粋）】

(通航の届出)

第2条 二級河川のうち別表第1に掲げる河川において、舟又はいかだ(規則で定めるものに限る。)を通航させようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。・・・

(通航の制限)

第3条 二級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて規則で定める水域を通航する舟又はいかだ(規則で定めるものに限る。)は、知事が指定した方法により通航させなければならない。・・・

2 知事は、前項の規定により通航の方法を指定するときは、その旨を県公報で公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(罰則)

第7条 第3条1項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者は、3万円以下の罰金に処する。

第8条 第2条の規定に違反して、届出をしなかった者は、2万円以下の過料に処する。

別表第1(第2条関係)

水系名	河川名
都田川	都田川
都田川	釣橋川
都田川	今川
都田川	新川

【静岡県河川管理規則（抜粋）】

(届出の対象船舶)

第2条 条例第2条の規則で定める舟又はいかだは、総トン数20トン未満の船舶(機関を用いて推進するものに限る。)とする。

(制限水域)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める水域は、別表第1に掲げる水域とする。

(制限の対象船舶)

第5条 条例第3条第1項の規則で定める舟又はいかだは、第2条に規定する船舶(漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づき登録を受けた漁船を除く。)のうち、操舵輪により操作するもの及び水上オートバイ(小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号)第2条第2項に規定する特殊小型船舶をいう。)とする。

別表第1(第4条関係)

水系名	河川名	水域番号	水域
都田川	都田川	1	浜名湖内のうち湖西市新所字東岡17番地の1と浜松市西区館山寺町2232番地の1とを結んだ線以南の水域
都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖(7月から9月までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日」という。))にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。
都田川	釣橋川	3	浜名湖内のうち猪鼻湖(7月から9月までの休日にあつては、浜松市北区三ヶ日町下尾奈字楠ヶ崎2235番地の7と同区三ヶ日町大崎字神田251番地とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。
都田川	今川	4	浜名湖内のうち岸から200メートル以内の水域

【静岡県河川管理条例第3条第2項に基づき知事が指定する通航方法】

- 1 静岡県河川管理規則(平成14年静岡県規則第62号)第5条に規定する制限対象船舶が通行することができる時間は、日出時から日没時まで(水上オートバイにあつては、午前8時から日没時まで)の時間とする。
- 2 制限水域内を制限対象船舶が通航する場合には、蛇行、急発進その他知事が危険と認める通航方法により、漁業者その他の河川使用者の使用に支障を与えてはならない。